

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松前町	鶴吉	令和4年2月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	70.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	50.8ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	19.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.4ha
(備考)	

注1:③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

①当地区は基盤整備が出来てない圃場が多く、圃场面積および圃場形態・水の確保・畦畔の管理等において中心経営体が耕作を引き受けづらい圃場が多い。②地区外に拠点を置く中心経営体にとって字費の負担(6円/m²)が大きく、今後生産物価格が低迷する中では他地区に耕作地を構える傾向が強くなっていく。③土地利用型(米麦)農業については水利面での支障は少ないが、野菜・花卉農業においては冬場の農業用水の確保が課題となってくる。(地下水が期待できない地区が有る)

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①貸したい農地が出た場合、原則として地区内の中心経営体を主体とし、中心経営体が現在耕作している圃場の近辺であることを優先して集約していくが、地区内の中心経営体が受託できない場合は地区外の中心経営体による農地の集積を図る。

②後継者の育成において、後継者7名の年齢が40歳前後であることから、将来に夢を持てる農業経営ビジョンの構築を前提として、早く経営継承を図り中心経営体として活躍してもらう必要がある。

③現在、「半農半X」で生計を立てておられる方も、少しずつ労働力を農業へシフトしていく中で中心経営体としての態勢を整えて頂く。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・麦等	5.2 ha	水稻・麦等	5.4 ha	鶴吉地区
認農	B	水稻・麦等	2.5 ha	水稻・野菜	3.1 ha	鶴吉地区
認農	C	水稻	2.0 ha	水稻・野菜	2.8 ha	北伊予地区
認農	D	野菜	1.5 ha	野菜	1.6 ha	北伊予地区
認農	E	水稻・麦等	2.6 ha	水稻・麦等	2.9 ha	北伊予地区
認農法	F	水稻・麦等	20.0 ha	水稻・麦等	20.8 ha	北伊予地区
	G	水稻	1.0 ha	水稻	1.4 ha	鶴吉地区
	H	水稻	1.4 ha	水稻・麦等	1.6 ha	鶴吉地区
	I	水稻・麦等	1.1 ha	水稻・麦等	1.1 ha	鶴吉地区
計	9人		37.3 ha		40.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ①水田フル活用推進・強い農業担い手づくり支援等の助成事業の継続および強化や収入保険制度の拡充を求めていく中で安心して農業経営が出来るよう政策的要求を行っていく。
- ②主とした担い手として中心経営体を考えていくが、当面、多様な担い手として自営・家族農業についても維持を図っていく。
- ③圃場整備については将来展望について協議をしていく中で地権者の理解と協力意識を醸成していくと共に、補助事業実施の可能性について準備を進めていく。
- ④当面の対応として、環境保全会事業を活用した水路・(農道)の改修に努め、水利の利便性と農業用水の有効活用を図り、字費の主要な経費となっている農業用水確保のための揚水ポンプ電気代の節約、ひいては字費の引き下げに努めていく。
- ⑤後継者の農事組合・環境保全会・大字組織等への活動参画を勧誘し、地域農業の現状に対する認識を深める中で、積極的姿勢の高揚を図り、将来的に集団営農組織の設立を目指す。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
鶴吉耕地図に記載	3.4ha		
	3.7haの内、0.3ha(過小農地)は除く		
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。